

令和8年度第1回
関東信越厚生局地域包括ケア推進本部会議 議事次第

令和8年4月14日(火)
13:15~14:15
関東信越厚生局 第1会議室

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

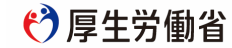
- ① 地域包括ケア推進課の業務概要
- ② 2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化について
- ③ 地域包括ケア推進事業の令和7年度の実施結果について

(2) 提案事項

- ① 令和8年度の地域包括ケア推進に関する取組予定
- ② 都県事務所等への協力依頼について
- ③ 令和8年度 定例報告の情報提供について

3 その他

4 閉会



関東信越厚生局

地域包括ケア推進課の業務概要

令和8年4月

厚生労働省 関東信越厚生局

健康福祉部 地域包括ケア推進課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Kanto-shinetsu Regional Bureau of Health and Welfare

1

1. 地域包括ケア推進課の概要

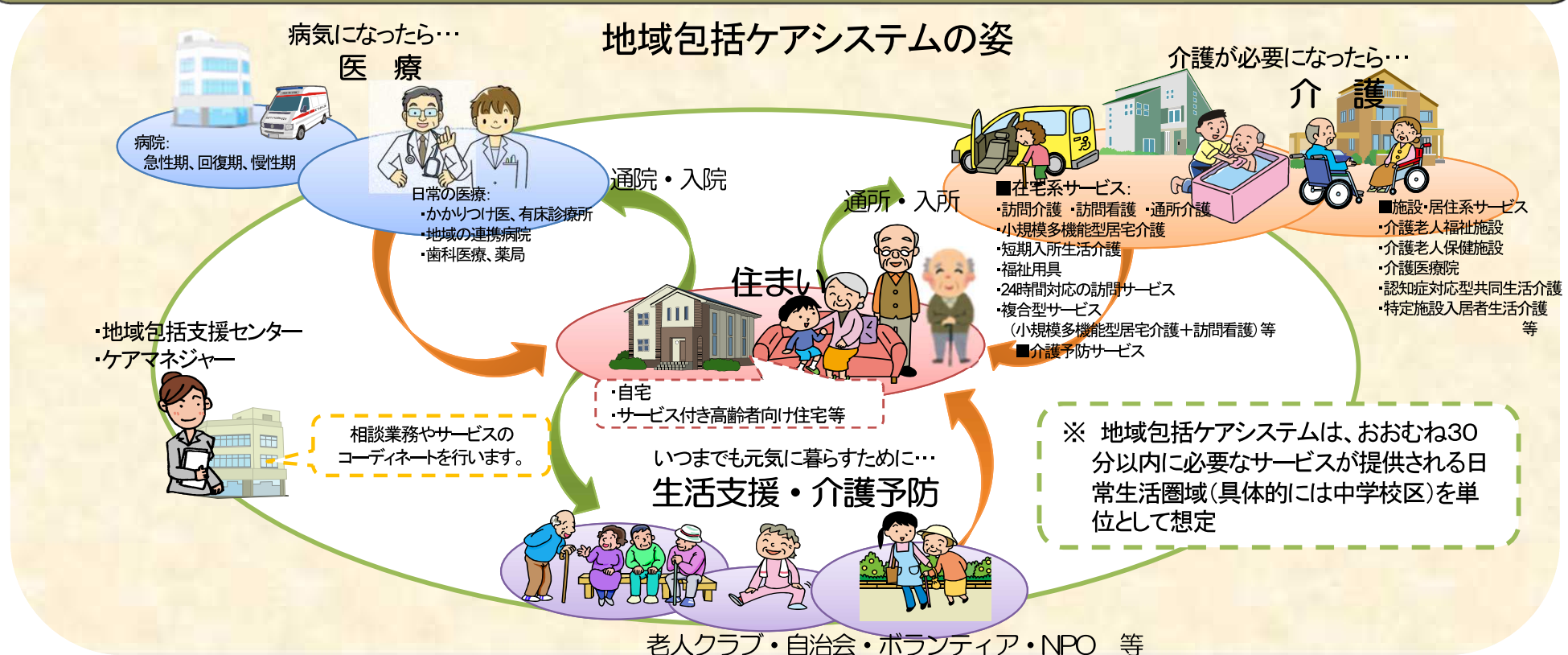
ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域包括ケアシステムの構築について

- 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



「地域包括ケアシステム」に関する法律上の規定

介護保険法

(国及び地方公共団体の責務)

第5条

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

(定義)

第2条 この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

地方厚生(支)局の地域包括ケア推進課の業務について

- 各地方厚生(支)局(8カ所)に地域包括ケア推進課を設置(平成28年4月)
 - 所管事務(厚生労働省組織規則)
 - ・ 地域包括ケアシステムの構築の支援に関すること。
 - ・ 地方厚生局の所掌事務に係る補助金の交付に関すること(地域包括ケアシステムの構築に関するものに限る。)
- ※ 具体的業務については、毎年度本省から各地方厚生(支)局長へ通知を发出(本通知に記載のない業務を行うことを妨げるものではない。)
- ※ 都道府県の役割(広域的見地から市町村に対する支援)を尊重し、都道府県に対する支援業務を基本とする。

【参考】

令和8年度に地域包括ケア推進課が行う老健局及び保険局関係の業務について(通知)(一部抜粋)
(令和8年3月31日付 老健局長・保険局長通知)

1 地域包括ケア推進課が行う業務の基本的な考え方

地方厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課及び四国厚生支局地域包括ケア推進課(以下「推進課」という。)においては、各地方厚生(支)局の管内における地域包括ケアシステムの構築の支援に関する業務及び地域包括ケアシステムの構築に関する補助金等の交付に関する業務を行う。

地域包括ケアシステムの構築については、基礎自治体である市町村(特別区を含む。…)が中核的役割を担っており、都道府県は、広域的な見地から市町村に対する支援を行う役割を担っていることから、推進課は、都道府県の役割を尊重し、都道府県に対する支援業務を行うことを基本とする。

関東信越厚生局・地域包括ケア推進課の取組について

地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

- 関東信越厚生局では、地域包括ケアシステムの構築支援に、局全体で取り組んでおり、地域包括ケア推進課では、都県と市区町村の後方支援として、「つなぐ」3つの取組を進めています。

局全体としての取組

地域包括ケア推進本部会議

管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため国の視点から都県と市区町村に対する必要な支援について、局内都県事務所を含めた体制で協議しています。

自治体の後方支援としての主な取組

1. 国（本省）と自治体・地域を「つなぐ」（啓発）

国の制度や関連施策の紹介を行うとともに、地域包括ケアシステムの理念・考え方等についての普及浸透、理解促進のため、セミナーやシンポジウムを開催しています。

2. 自治体・地域同士を「つなぐ」（情報の収集と発信）

自治体・地域の好取組事例を「ヨコ」展開していけるよう、情報収集を積極的に進めるとともに、効率的・効果的な情報発信に取り組んでいます。

3. 地域づくりの視点で、福祉分野と他分野を「つなぐ」（連携）

地域づくりの視点で必要となる他省庁の所管に関わる施策については、他省庁の地方機関とも相互協力を図り、連携してイベントを開催するなど様々な関係者が連携するきっかけ作りを行うとともに、他省庁と共同でチームを作り、都県等へ訪問、助言なども行っています。

また、地域で活動しているNPO等の関係団体とも協力の上、自治体支援に取り組んでいます。

【取組例】



地域包括ケア応援セミナーの開催

地域包括ケア推進都県協議会・分科会の開催



事例研究会の開催（市区町村同士の意見交換）



自治体と企業をつなぐマッチングイベントの開催（多主体協働をめざして）

補助金等の交付に関すること

地域支援事業交付金

- 地域支援事業交付金について、老健局と連携を図りながら、交付に関する事務を行う。
- 厚生局では交付決定、交付額確定及びこれにあたっての審査等を行う。本省より、支出負担行為示達の連絡がされた後、交付決定決裁を行う。
- 都県や市区町村からの交付金事務に係る疑義照会に対応する。

地域医療介護総合確保基金

- 地域医療介護総合確保基金のうち、「介護施設等の設備に関する事業」(地域密着型サービス等)及び「介護従事者の確保に関する事業」について、老健局と連携を図りながら、交付に関する事務を行う。
- 厚生局では交付決定、交付額確定及びこれにあたっての審査等を行う。本省より、支出負担行為示達の連絡がされた後、交付決定決裁を行う。
- 当該基金の残高及び執行状況に係る調査や事業見込み量(所要額)に係る調査、交付決定・交付額の確定等により把握し、都県に対する必要な助言及び支援を行う。

後期高齢者医療特別調整交付金

- 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に係る後期高齢者医療特別調整交付金について、事業実施計画書の審査を実施する。
- 厚生局では、管内の都県及び広域連合に対する意見交換会やヒアリングを実施し、保険局高齢者医療課と連携を図りながら、都県及び広域連合に対する必要な助言及び支援を行う。

2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化について

関東信越厚生局 地域包括ケア推進課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化について

- 介護分野において、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、従前から**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進。**
- 2040年に向けて生産年齢人口が減少する中、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれ、**地域包括ケアシステムの深化が必要。**高齢者人口の変化に伴い、中山間・人口減少地域、大都市部、一般市など、**サービス需要に大きな地域差。**それに応じ、サービス供給体制も2040年にかけて変化する中、これらを踏まえて、利用者にとって切れ目ないサービス提供が可能となるようにしていくとともに、地域づくりを推進していくことが必要。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが引き続き必要。**そのために地域の介護・医療資源等を見える化し、地域の関係者で分析・議論することが必要。

病院：

高度急性期、急性期、
包括期、慢性期



日常の医療：

- ・かかりつけ医、有床診療所
- ・地域の連携病院
- ・歯科医療機関
- ・薬局 ・訪問看護事業所

医療・介護連携

- ・介護施設と協力医療機関の連携
- ・入退院支援
- ・在宅復帰支援・在宅療養支援
- 施設系サービス：介護老人保健施設
- 在宅系サービス：訪問看護 等

※介護保険法上の施設・事業サービスの目的に着目した整理

施設・居住系サービス：

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- 等



在宅系サービス：

- ・訪問介護 ・訪問リハ
- ・通所介護 ・通所リハ
- ・訪問看護 ・短期入所生活介護
- ・介護予防サービス
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・居宅療養管理指導
- ・短期入所療養介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売 等

医療



相談支援

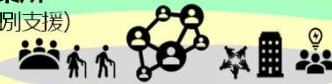
様々な相談、関係者間調整



介護

居宅介護支援事業所
(医療ニーズも含めた個別支援)

地域包括支援センター
(ネットワーク構築、
社会資源創出)



多様な社会資源

- ・地域コミュニティ ・ボランティア
- ・老人クラブ ・自治会
- ・NPO ・インフォーマルな支援
- ・民間企業 等

医療・介護

生活支援・介護予防等

※専門職と地域の支え合いの仕組みの連携

- ・持ち家・借家、
- ・有料・サ高住、
- ・養護・軽費 等



住まい

本人

家族



地域ケア会議

地域づくり

- ※ 地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区等）を単位として想定
- ※ 地域の移動・交通、住まい確保支援・まちづくりとも連携した対応が必要
- ※ 本人を取り巻く相談支援機関等を中心に、権利擁護支援の関係機関と連携しつつ、本人の意思決定を支援し、日常生活を支えることが重要
- ※ 地域づくりは、地域の実情に応じ、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員、若年性認知症支援コーディネーターをはじめとする地域のあらゆる関係者が担い手となる

介護保険制度の見直しに関する意見（概要）

（令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会）

- 2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることも踏まえ、早急な対応が求められる。
- このような社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要。
- 福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源（地域におけるまちづくりや高齢者の移動支援等の取組）との効果的な連携が重要。

I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

★：今後、詳細の要件や報酬設定等について介護給付費分科会等で議論することとされている項目

1. 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制

○地域の類型の考え方

- ・計画策定プロセスにおいて、該当する地域類型を意識しながら、都道府県・市町村等の関係者間で議論を行うことが必要である

○中山間・人口減少地域（サービス需要が減少する地域）

- ・サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化のための枠組みを設ける
- ・特別地域加算の対象地域を基本としつつ、高齢者人口の減少に着目した地域の範囲について国において一定の基準を示す（市町村内の一部エリアを特定することも可能）★
- ・対象地域は、計画策定プロセスにおいて市町村の意向を確認し、都道府県が決定する

○大都市部（2040年にかけてサービス需要が増加し続ける地域）

○一般市等（2040年までの間にサービス需要が増加から減少に転じる地域）

- ・高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見通しに基づき、現行制度の枠組みを活用したサービス基盤の維持・確保が求められる

2. 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

○特例介護サービスの枠組みの拡張

- ・中山間・人口減少地域において、職員の賃金の改善に向けた取組、ICT機器の活用や、サービス・事業所間の連携等を前提に、職員の負担への配慮やサービスの質の確保の観点も踏まえ、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行うため、特例介護サービスに新たな類型を設ける（施設サービスや特定施設入居者生活介護も対象）★

○地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

- ・特例介護サービスの新たな類型の枠組みにおいて、例えば訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と別途、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とする★

○介護サービスを事業として実施する仕組み

- ・中山間・人口減少地域における柔軟なサービス基盤の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業（地域支援事業の一類型）により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とする仕組みを設ける

○介護事業者の連携強化

- ・地域の法人・事業所が一定期間にわたり事業継続する役割を担い、複数事業所間の連携を促進し、業務効率化等の取組を推進する仕組みを設け、必要な支援を行う★

○既存施設の有効活用

- ・国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充する

○調整交付金の在り方

- ・より精緻な調整を行う観点から、年齢区分を3区分から7区分に変更する

3. 大都市部・一般市等における対応

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合

- ・夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する

※多様なニーズに対応したサービスを提供するため、高齢者のニーズに沿った多様な住まいの充実（Ⅱ3）、テクノロジーの活用支援（Ⅲ2）等の取組を併せて推進する

II 地域包括ケアシステムの深化

1. 地域包括ケアシステムの深化に向けて

- ・2040年に向けて、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、都道府県・市町村及び関係者が地域の状況に合わせて地域包括ケアシステムを深化させることが必要である

2. 医療・介護連携の推進

○医療と介護の協議の場等

- ・総合確保方針に基づく協議の場を再編成するとともに、2040年に向けた介護の提供体制等について本格的に議論する体制を構築する

3. 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援

○有料老人ホームにおける安全性及び質の確保

- ・中重度の要介護者等を入居対象とする有料老人ホームについて登録制といった事前規制を導入する
- ・あわせて、更新制や一定の場合に更新を拒否する仕組みを導入する
- ・事業廃止や停止等の場合の関係者との連絡調整を義務付ける

○入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択

- ・契約書や重要事項説明書の契約前の書面説明・交付を義務付ける

○入居者紹介事業の透明性や質の確保

- ・公益社団法人等が優良事業者を認定する仕組みを創設する

○いわゆる「困り込み」対策の在り方等

- ・介護事業所と提携する有料老人ホームにおいて、ケアマネ事業者やケアマネジャーの独立性を担保する体制を確保する
- ・住まい事業と介護サービス等事業の会計を分離独立させる

○住まいと生活の一体的支援

- ・改正セーフティネット法も踏まえ、居住施策との連携を促進する

4. 介護予防の推進、総合事業の在り方

○介護予防・日常生活支援総合事業

- ・都道府県の伴走支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進するとともに、総合事業の実施状況等を把握する仕組みを構築する

○介護予防を主軸とした多機能の支援拠点

- ・高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備する

5. 相談支援等の在り方

○頼れる身寄りがない高齢者等への支援

- ・ケアマネジャーの法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも多い、頼れる身寄りがない高齢者等の抱える生活課題について、地域課題として議論できるよう地域ケア会議の活用を推進する
- ・包括的支援事業（総合相談支援事業等）において頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化する

○介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方

- ・介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所の直接実施を可能とする

○ケアマネジャーの資格取得要件、更新制・法定研修の見直し等

- ・介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である国家資格を追加するとともに、実務経験年数を5年から3年に見直す
- ・介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みを廃止し、引き続き定期的な研修の受講を行うことを求め、事業者への必要な配慮を求める

○有料老人ホームに係る相談支援

- ・登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設する★

6. 認知症施策の推進等

- ・自治体の認知症施策推進計画の策定を通じて共生社会の実現を推進する

III 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

1. 総合的な介護人材確保対策

○人材確保のためのプラットフォーム

- ・都道府県単位で人材確保のためのプラットフォームを構築する

2. 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

○生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等

- ・国及び都道府県の責務として位置付ける
- ・人材確保のためのプラットフォームの中で、生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等に向けた関係者との連携の枠組みを構築する

- ・人材確保や生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等について、都道府県計画における位置付けを明確化する
- ・国・都道府県においてテクノロジーの更なる活用を支援する

○事業者間の連携、協働化等

- ・バックオフィス業務等の間接業務の効率化等を進める

○科学的介護の推進

- ・国に科学的介護を推進していく役割があることを明確化する

IV 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

1. 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

- 中長期的な推計、2040年に向けた地域課題への対応
 - ・2040年に向けた中長期的な推計を計画の記載事項に追加する
 - ・地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行う

2. 給付と負担

- 1号保険料負担の在り方
 - ・被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行う
- 「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準
 - ・能力に応じた負担と、現役世代を含めた保険料負担の上昇を抑える観点から、「一定以上所得」の判断基準の見直しについて検討する必要がある。検討に当たっては、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等に加えて、令和8年度に見込まれる医療保険制度における給付と負担の見直し、現在補足給付について行われている預貯金等の把握に係る事務の状況等を踏まえ、本部会で継続検討し、第10期介護保険事業計画期間の開始（令和9年度～）の前までに、結論を得る
 - ・「現役並み所得」の判断基準については、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う
- 補足給付に関する給付の在り方
 - ・第3段階②の負担限度額の上乗せを行う（令和8年度～）
 - ・第3段階①と②をそれぞれ2つ（ア・イ）に区分し、第3段階①イ・②イの負担限度額の上乗せを行う（令和9年度～）
- 多床室の室料負担
 - ・在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において検討を行う★
- ケアマネジメントに関する給付の在り方
 - ・住宅型有料老人ホームの入居者に関して、ケアプラン作成を含めて利用者負担の対象としている特定施設入居者生活介護等との均衡の観点から、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係る新たな相談支援の類型（Ⅱ5）に対して利用者負担を求めることが考えられるところ、丁寧に検討を行う

- 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方
 - ・多様なサービス・活動の整備の進捗状況、従前相当サービス等における専門職の役割、専門職によるサービスと地域の支え合いの仕組みの連携の実施状況など、検討に必要なデータを多角的に収集・分析しつつ、市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、引き続き、包括的に検討を行う
- 被保険者範囲・受給者範囲
 - ・介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行う
- 金融所得、金融資産の反映の在り方
 - ・金融所得の保険料や窓口負担等への反映については、後期高齢者医療制度での対応状況も踏まえつつ、将来的な導入について、制度面・運用面等の総合的な観点から、引き続き検討を行う
 - ・金融資産の反映の在り方については、政府として預貯金等へのマイナンバーの付番を推進し、その状況を踏まえて、預貯金等の確認でのマイナンバーの活用について、引き続き検討を行う
- 高額介護サービス費の在り方
 - ・制度の運用状況を踏まえ、引き続き検討を行う

3. その他の課題

- 介護被保険者証の事務・運用
 - ・65歳到達時の交付から要介護認定申請時等の交付に変更する
 - ・電子資格確認を導入する ・資格喪失時等の返還義務を一部免除する
 - ・65歳到達時等の機会を捉えて、介護保険についての広報啓発を行う
- 高齢者虐待防止の推進
 - ・高齢者住まいにおける高齢者虐待防止の取組を推進する
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
 - ・全国レベルでの情報収集・分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックする
- 要介護認定
 - ・申請代行が可能な者を拡大する
 - ・主治医意見書の事前入手が可能である旨を明確化する
- 特定福祉用具販売
 - ・貸与と販売の選択制の導入に伴い利用者への継続的な関与が必要とされていることを踏まえた制度上の所要の整備を行う
- 国民健康保険団体連合会の業務
 - ・介護報酬に関連する補助金の支払事務について、委託を受けて行うことを可能とする

社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

- ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。
- ② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。
- ③ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。
- ④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。
- ⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。
- ⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士土法、平成19年士土法改正法】

- ① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。
- ② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。
- ③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

3. 支援基盤の強化等【社福法】

- ① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。
- ② 災害派遣福祉チーム（DWA T）として活動する人材登録の仕組みを整備する。等

施行期日

令和9年4月1日（ただし、2. ②の一部は公布日、2. ③は公布後1年6月以内に政令で定める日、1. ③及び⑤の一部は公布後2年以内に政令で定める日、1. ⑤、⑥及び2. ①の一部は公布後3年以内に政令で定める日）

地域包括ケア推進事業の令和7年度の実施結果について

関東信越厚生局地域包括ケア推進課

1 地域包括ケア推進本部の運営

地域包括ケア推進本部

- **令和7年度第1回 地域包括ケア推進本部会議（4月15日）（第1会議室）**
 - （1）報告事項
 - ① 地域包括ケア推進事業の令和6年度の実施結果
 - （2）提案事項
 - ① 令和7年度の地域包括ケア推進事業の実施予定について
 - ② 都県事務所等への協力依頼について
 - ③ 令和7年度 定例報告の情報提供について

- **令和7年度第2回 地域包括ケア推進本部会議（10月14日）（第1会議室 ハイブリッド）**
 - （1）報告事項
 - ① 関東信越厚生局推進本部員の変更について
 - ② 地域包括ケア推進業務の実施状況及び今後の予定
 - ③ 自治体に対する定例報告の情報提供について
 - （2）提案事項
 - ① 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部業務推進基本方針の改定について
 - ② 都県事務所等からの意見を踏まえた提案

1 地域包括ケア推進本部の運営

地域包括ケア推進本部

○ 地域包括ケアに関する講演会（11月27日）（第1会議室）

地域包括ケアの原点である医療介護連携について、連携の意義とこれまでの歴史、そして2040年に向けた課題点について学ぶ講演会を開催した。

（講師）

一般社団法人 日本在宅ケアアライアンス 理事長 新田 國夫 氏

一般社団法人 日本在宅ケアアライアンス 副理事長 武田 俊彦 氏

（対象者及び参加者）

地域包括ケア推進本部員及び関東信越厚生局職員 47名

2 外部関係者の意見等の聴取

都県/政令市

○ 管内10都県 地域包括ケア担当課訪問

5月上旬に10都県の地域包括ケア担当課を訪問し意見交換を行った。

(一部、都県事務所も同行し県を訪問)

【確認事項】

- ・令和7年度に重点的に取り組む事項
- ・在宅医療介護連携推進における市区町村支援体制について
- ・市区町村伴走支援について

○ 地域包括ケア推進都県協議会（7月18日）（第1会議室 ハイブリッド形式）

管内市区町村における地域包括ケアシステムの取り組みを支援し、持続可能な医療・介護保険制度の構築を推進するための都県関係課長級による意見交換の場

参加者 : 10都県61名

(第1部) 「各都県の今後の取り組み方針」について意見交換

(第2部) 個別テーマ：生活支援体制整備事業（官民連携推進事業）

老健局認知症施策・地域介護推進課より説明

意見交換

2 外部関係者の意見等の聴取

都県・指定都市

- **指定都市意見交換会**（5月30日）（第1会議室 対面形式）【7年ぶりの開催】
前年度の指定都市訪問時に複数の市から要望があった、管内6指定都市（※）の意見交換会を実施
参加者：6政令指定都市15名

（意見交換テーマ）

地域包括支援センターの人員基準についての課題

情報交換 テーマ『政令市あるある??』 等

※ 管内の指定都市 さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市

3 地域包括ケアシステム等の普及・啓発

- ・施策の普及・啓発事業として、地域包括ケア応援セミナーを4回、保険者機能強化推進交付金等説明会を2回、見える化システムに関する研修会を2回実施した。
- ・Webでの開催を多く取り入れたことにより、セミナー等の開催数を8回開催することができ、また、開催回数が増えたことに伴い、合計参加申し込み者数2,455人となり令和6年度比21.3%増と伸びた。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催数	6	7	8
申込者数	748	2,024	2,455

対前年度21%UP

令和7年度 セミナー等の開催状況

分類	研修会等詳細	開催方法	申込者数
地域包括ケア応援セミナー	官民連携に関する合同セミナー（関東経済産業局との共催）	Web	319
	居住支援推進セミナー（関東地方整備局との共催）	対面	107
	『リエイブルメントの考え方を取り入れた実効性のある事業の進め方』に関するセミナー（長野県との共催）	Web	122
	地域づくり加速化事業ブロック別研修会	Web	465
保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金	第1回保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る研修会	Web	614
	第2回保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る研修会（東海北陸厚生局との共催）	Web	256
地域包括ケア「見える化」システム	地域包括ケア「見える化」システムの情報登録方法(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)説明会	Web	466
	地域包括ケア「見える化」システム操作・活用研修会（入門編）	Web	106
合計			2,455

3 地域包括ケアシステム等の普及・啓発（動画配信）

自治体職員等を対象とした研修動画を9本作成した。（地域包括ケア新任担当職員研修：6本、地域支援事業交付金申請手続きについて：3本）

セミナーや研修会等のアーカイブ配信を17本掲載した。（令和6年度老健事業報告会など）

合計**26本**の動画を投稿し、合計視聴回数は、**10,905回**となった。

研修動画について

本年は、主に地域包括ケアや地域支援事業交付金に関する業務を初めて携わる職員に向けて、研修動画を作成。

配信を開始後、自治体から「関係者にも周知してよいか」との問い合わせもあり、より広く地域包括ケアの理解の促進につながっている。

研修動画シリーズ	投稿本数※1	視聴回数※2
地域包括ケア新任担当職員研修	6	6,589
地域支援事業交付金申請手続きについて	3	669

アーカイブ配信について

以前からアーカイブ配信のニーズがあり、それに応える形で令和7年度から導入。参加機会を拡大させることにつながった。

アーカイブ配信	投稿本数※1	視聴回数※2
令和6年度老健事業報告会	6	1,209
地域包括ケア「見える化」システムの情報登録方法(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)説明会	1	503
地域包括ケア「見える化」システム操作・活用研修会(入門編)	4	400
保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る研修会(第1回及び第2回含む)	6	1,535

3 地域包括ケアシステム等の普及・啓発

投稿した動画の詳細（期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日）

分類	タイトル	視聴回数	公開方法
地域包括ケア新任担当職員研修	地域包括ケアシステムについて	1,526	一般公開
	在宅医療介護連携について	1,216	一般公開
	生活支援体制整備事業について	1,429	一般公開
	認知症総合支援事業について	778	一般公開
	地域包括支援センターについて	1,317	一般公開
	認知症の人が安心して外出できる地域づくり～認知症行方不明者等の早期発見・予防への取組～	323	一般公開
地域支援事業交付金申請手続きについて	概要編	364	限定公開
	様式編	184	限定公開
	当初交付申請・調整交付金編	121	限定公開
アーカイブ配信	令和6年度老健事業報告会【1：開会・挨拶】	275	一般公開
	令和6年度老健事業報告会【2：事業実施報告】	175	一般公開
	令和6年度老健事業報告会【3：取組報告（群馬県）】	132	一般公開
	令和6年度老健事業報告会【4：パネルディスカッション①】	235	一般公開
	令和6年度老健事業報告会【4：パネルディスカッション②】	238	一般公開
	令和6年度老健事業報告会【4：パネルディスカッション③】	154	一般公開
	地域包括ケア「見える化」システムの情報登録方法(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)説明会	503	限定公開
	地域包括ケア「見える化」システム操作・活用研修会（入門編）①	192	限定公開
	地域包括ケア「見える化」システム操作・活用研修会（入門編）②	98	限定公開
	地域包括ケア「見える化」システム操作・活用研修会（入門編）③	60	限定公開
	地域包括ケア「見える化」システム操作・活用研修会（入門編）④	50	限定公開
	第1回保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る研修会①	753	限定公開
	第1回保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る研修会②	656	限定公開
	第2回保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る研修会①	70	限定公開
	第2回保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る研修会②	20	限定公開
	第2回保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る研修会③	19	限定公開
	第2回保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る研修会④	17	限定公開
合計		10,905	-

3 地域包括ケアシステム等の普及・啓発

普及・啓発事業（イベント）

地域包括ケア応援セミナー

- **官民連携に関する合同セミナー**〔関東経済産業局と共催〕（8月28日）（オンライン）
高齢者の多様な生活支援等のニーズに対応するためには、介護保険制度に基づくサービスに加え、**保険外サービスを活用**することも重要であるとの厚生労働省、経済産業省両省の方針を周知する目的で実施
（講演）松川 竜也氏 神奈川県地域包括ケアシステム統括アドバイザー
一般社団法人 介護関連サービス事業協会
（行政説明）厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課地域づくり推進室
経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課
申込者数：319名

- **居住支援推進セミナー**（関東地方整備局と共催）

～所属の垣根を越えた連携により高齢者の住まいと生活を支える～

令和7年10月24日（金）13:00～16:00（集合方式）

参加者：97名

プログラム：制度説明 厚生労働省、国土交通省

基調講演 白川 泰之氏（日本大学 文理学部 社会福祉学科 教授）

事例発表 株式会社ホッとスペース東京、足立区役所

3 地域包括ケアシステム等の普及・啓発

普及・啓発事業（イベント）

- 『リエイブルメントの考え方を取り入れた実効性のある事業の進め方』に関するセミナー（長野県と共催）

令和8年1月28日（水）13:30～16:30（オンライン形式）

（講演） ①今村 晴彦氏（長野県立大学大学院 健康栄養科学研究科 准教授）

②都築 晃氏（藤田医科大学 地域包括ケア中核センター長補佐）

（取組紹介） 長野県 介護支援課

（事例発表） テーマ「伴走支援（地域づくり加速化事業及び長野県独自の伴走支援）から得た気づき」

長野県千曲市

長野県伊那市

茨城県鉾田市

申込者数： 470名

- 地域づくり加速化事業ブロック別研修

～地域を動かす、未来の足。ボランティアによる移動支援（サービス・活動A）～

令和8年2月3日（火）13:30～16:00（オンライン形式）

（行政説明） ①関東運輸局 「高齢者の移動手段を確保するための制度について」

②関東信越厚生局 「介護予防・日常生活支援総合事業と移動支援について」

（講演） 島田 裕介氏（埼玉県富士見市 健康福祉部 高齢者福祉課 課長）

令和6年度地域づくり加速化事業参加自治体からの事例発表

（基調講演） 菊池アドバイザー（千葉県松戸市 高齢者支援課 課長補佐）

※令和6年度富士見市の加速化事業アドバイザー

（動画説明） 富士見市水谷東地区の移動支援活動動画（厚生局作成）の投影

■対談 埼玉県富士見市、菊池アドバイザー、厚生労働省老健局、関東信越厚生局

申込者数： 465名

4 地域支援事業に関する業務

5 認知症施策に関する業務

● 自治体新任職員向けオンライン研修

新しく地域包括ケアシステムの構築に携わる自治体職員が各制度を学ぶ機会として有識者や先進自治体職員等による説明動画の配信を令和7年11月より開始した。現在6本動画を作成しており、総裁再生回数は、6,589回となっている。

動画テーマ	出演者	公開日	視聴回数
地域包括ケアシステムについて	千葉県松戸市 福祉長寿部 高齢者支援課 課長補佐 菊池 一 氏	R7.11.26	1,526
在宅医療・介護連携推進事業について	千葉県千葉市 保健福祉局 健康福祉部 在宅医療・介護連携支援センター 所長 久保田 健太郎 氏	R7.12.4	1,216
生活支援体制整備事業について	一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構 政策推進部 副部長 中村 一朗 氏	R7.12.11	1,429
認知症総合支援事業について	社会福祉法人 浴風会 認知症介護研究・研修東京センター センター長 栗田 圭一 氏	R8.1.9	778
地域包括支援センターについて	国立市 健康福祉部 地域包括ケア推進担当課長 小山 茂孝 氏	R8.2.19	1,317
認知症の人が安心して外出できる 地域づくり	認知症介護研究・研修センター 副センター長(兼)研究部長 永田 久美子 氏 埼玉県警察本部 生活安全部人身安全対策課 課長補佐 曾根田 祥 氏	R8.3.18	323
合計			6,589

5 認知症施策に関する業務

認知症サポーター養成講座

5月に都県事務所に開催の希望調査を行い、令和7年度は4事務所より認知症サポーター養成講座の開催の申し出がありました。今年度は本局を含め、5カ所で開催となりました。

主催	開催日	開始時間	場所	講師
栃木事務所	11/4(火)	10:00～11:45	宇都宮地方合同庁舎 会議室	NPO法人 風の詩 理事長 永島 徹 氏
山梨事務所	11/25(火)	10:00～11:30 13:30～15:00	甲府合同庁舎2階共用会議室	山梨県社会福祉協議会 介護福祉総合支援センター 主事 大森 舞子氏
茨城事務所	12/9(月)	10:00～11:30 14:15～15:45	水戸地方合同庁舎2階共用大会 議室	社会福祉法人 河内厚生会 介護老人保健施設 もえぎ野 看護主任 高橋 克佳 氏
本局	12/18(木)	14:00～15:45	さいたま新都心合同庁舎1号館1 階多目的室	NPO法人 風の詩 理事長 永島 徹 氏
東京事務所	1/16(金)	14:00～15:30	東京事務所大会議室	新宿区角筈高齢者総合相談センター 佐藤ひかり 氏

5 認知症施策に関する業務

各事務所等における開催状況の詳細



【本局（埼玉）地域包括ケア推進課主催開催】

日 時：令和7年12月18日 14:00～15:45
会 場：さいたま新都心合同庁舎1号館1階 多目的室
受講者人数：54名
参加 官署：関東財務局、埼玉労働局、関東信越国税局、関東経済産業局、
関東地方環境事務所、国土交通省関東地方整備局、関東矯正管区、
関東地方更生保護委員会、北関東防衛局、
関東信越厚生局（主催）



【栃木事務所主催開催】

日 時：令和7年11月4日 10時00分～11時45分
会 場：栃木事務所3階 会議室
受講者人数：27名
参加 官署：栃木行政監視行政相談支援センター、自衛隊栃木地方協力本部、
栃木労働局労働基準部労災補償課分室、宇都宮宮繕事務所、
関東農政局栃木県拠点、栃木労働局、宇都宮財務事務所、
関東信越厚生局栃木事務所



5 認知症施策に関する業務

各事務所等における開催状況の詳細



【山梨事務所主催開催】

日 時：令和7年11月25日 ① 10時30分～11時30分 ② 13時30分～15時00分
会 場：甲府合同庁舎2階 大会議室
受講者人数：29名
参加 官署：東京税関山梨政令派出所、関東財務局甲府財務事務所
甲府地方法務局、東京国税局業務センター（甲府分室）
甲府地方検察庁、山梨労働局、関東農政局山梨拠点
関東信越厚生局山梨事務所（主催）



【茨城事務所主催開催】

日 時：令和7年12月9日 ① 10時00分～11時30分 ② 14時15分～15時45分
会 場：水戸地方合同庁舎2階 共用大会議室
受講者人数：30名
参加 官署：茨城行政監視行政相談センター、自衛隊茨城地方協力部隊
水戸地方検察庁、水戸地方法務局、関東財務局水戸財務事務所
関東農政局茨城県拠点、水戸保護観察所
関東信越厚生局茨城事務所（主催）



【東京事務所主催開催】

日 時：令和8年1月16日
会 場：東京事務所 会議室
受講者人数：36名
参加 官署：関東信越厚生局東京事務所（主催）、東京年金審査分室



6 介護保険事業（支援）計画に関する進捗状況等の把握、助言及び支援

・第10期介護保険事業計画作成に向けて、7月に自治体向けに「見える化システムの情報登録方法研修会」開催。
8月から9月にかけて30自治体限定で「見える化システム操作・活用研修会（入門編）」を4回シリーズで開催した。それぞれアーカイブ配信も行っている。

○ 地域包括ケア「見える化」システムの情報登録方法(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)説明会

(7月16日) (オンライン) 【新規】

アーカイブ配信

限定公開

地域包括ケア見える化システムを使った地域分析に必要な「ニーズ調査」の登録方法を管内自治体に説明

(説明) 東芝デジタルソリューションズ株式会社 担当者

申込者数：466名

○ 地域包括ケア「見える化」システム操作・活用研修会（入門編）

(4回シリーズ、7/24・8/7・8/21・9/4) (オンライン) 【新規】

アーカイブ配信

限定公開

地域包括ケア見える化システムを使った地域分析の手法を4回に分けて研修を実施

(講師) 埼玉県立大学地域連携センター 吉田俊之 教授

(内容) 1回目 STEP 1 ～操作方法～

2回目 STEP 2 ～簡単なグラフをつくる～

3回目 STEP 3 ～少しステップUPしたグラフをつくる～

4回目 STEP 4 ～地域包括ケア「見える化」システムを地域支援事業に活用をしよう～

参加者数：30自治体

6 介護保険事業（支援）計画に関する進捗状況等の把握、助言及び支援

⑥ 介護保険事業（支援）計画に関する進捗状況等の把握、助言及び支援

○ 第9期介護保険事業（支援）計画にかかる都県ヒアリングを実施

令和7年8月5日 都県ヒアリングに係る事務連絡の発出

令和7年10月2日～10月22日 都県ヒアリングの実施
(対面により実施2県（神奈川県来局）、Webにより実施9都県)

【ヒアリング内容】

1. 第9期計画における進捗管理について
2. 2040年に向けたサービス提供体制の確保に資する広域的な支援の状況

令和7年11月4日 ヒアリング結果を本省介護保険計画課に提出

令和7年12月9日 本省よりヒアリング結果とりまとめ確認依頼

令和7年12月18日 確認結果を提出

令和7年12月24日 本省介護保険課から都道府県にヒアリング結果を共有

7 保険者機能強化推進交付金等の評価結果を通じた課題等の把握、助言、支援

○ 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る研修会

第1回 令和7年8月6日開催（第1会議室 ハイブリッド形式）

令和8年度の評価指標の説明及び保険者（市町村）自身が交付金の評価を通じ介護保険事業の見直しを促すための研修

（行政説明）厚生労働省老健局介護保険計画課

アーカイブ配信

一般公開

（講義）国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部

アーカイブ配信

一般公開

都県、市町村に分かれてグループワークを実施

申込数：254の市区町村等（604名からの申し込み）

第2回 令和8年2月6日開催（オンライン）

令和8年度該当調査の評価結果の見方・活用方法についての研修及び交付金を活用している自治体の事例について紹介

※東海北陸厚生局との共同開催

（講義・演習）国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部

アーカイブ配信

限定公開

（事例発表）茨城県、東京都八王子市、愛知県大府市

アーカイブ配信

限定公開

申込数：384の市区町村等（795名からの申込み）

8 市町村に対する伴走的支援

<地域づくり加速化事業>（本省予算）

地域づくりに課題を抱えている市町村へ伴走支援を行う。

令和7年度は9自治体から手上げがあり、以下の4自治体を選定し支援を実施。

支援自治体	アドバイザー	所属	支援チーム	現地支援日
銚田市（茨城県）	菊池 一 都築 晃	松戸市高齢者支援課課長補佐 藤田医科大学保健衛生学部・リハビリ テーション学科療法士教育学分野講師	厚生局◎ 茨城県	第1回支援 8/25 第2回支援 11/17 第3回支援 1/30
松本市（長野県）	服部 真治	株式会社日本能率協会総合研究所福祉・ 医療・労働政策研究部 主幹研究員	厚生局◎ 長野県	第1回支援 9/12 第2回支援 11/11 第3回支援 1/30
逗子市（神奈川県）	川越 雅弘	社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・ 研修東京センター 特別研究員	神奈川県◎ 老健局 厚生局	第1回支援 9/2 第2回支援 10/28 第3回支援 1/19
三条市（新潟県）	田中 明美	奈良県 福祉保健部 次長	新潟県◎ 老健局 厚生局	第1回支援 7/31 第2回支援 9/30 第3回支援 1/26

※支援チームの◎は事業の主導者を表す。令和6年度までは厚生局がすべて主導していたが、今後は都道府県が市町村の伴走支援を積極的に行えるようになることを目的に、都道府県が主導する形が導入された。

9 地域支援事業交付金

○ 地域支援事業交付金説明会 **【新規】**

申請手続きについて解説した動画を配信する。

配信方法は限定公開とし、関東信越管内の保険者および都県を対象とする。

① 概要編	動画配信済み	限定公開
② 当初交付事前協議 様式編	動画配信済み	限定公開
③ 当初交付及び調整交付金 様式編	動画配信済み	限定公開
④ 前年度確定（実績報告） 様式編	令和8年4月頃	限定公開
⑤ 過年度再確定 様式編	令和8年8月頃	限定公開

9 地域支援事業交付金

① 当初交付

令和7年7月25日	当初交付事前協議申請依頼
令和7年9月1日 ～令和7年9月24日	当初交付事前協議書類の審査
令和7年12月17日	当初交付決定額の調整・提示
令和8年1月22日	当初交付申請依頼
令和8年2月26日 ～令和8年2月13日	当初交付申請書類の審査
令和8年3月5日(予定)	当初交付決定
令和8年3月6日(予定)	交付決定通知
令和8年3月23日(予定)	支払い

③ 調整交付金の交付

令和7年12月16日	調査依頼
令和7年12月26日 ～令和8年1月9日	調査書類の審査、調整交付金の算定・提示
令和8年1月29日	内示の連絡
令和8年3月23日(予定)	支払い

④ 前年度確定

令和7年5月9日	実績報告依頼
令和7年6月～7月	実績報告書類の審査
令和8年1月16日	確定通知
令和8年1月26日	支払い

⑤ 過年度再確定

令和7年8月16日	再確定に係る報告依頼
令和7年9月～10月	再確定に係る報告書類の審査
令和8年3月5日(予定)	確定通知
令和8年3月23日(予定)	支払い

10 地域医療介護総合確保基金

① 都県ヒアリング

令和7年度は実施せず

② 現年度予算交付決定

令和7年 6月 19日	国庫補助協議依頼発出（介護従事者確保分）
“ 6月 27日	国庫補助協議依頼発出（介護施設等整備事業分）
“ 7月 16日 ~	協議書類の審査
“ 12月 12日	内示
令和8年 1月 7日	交付申請書類の提出依頼
“ 2月 2日 ~	交付申請書類の審査
3月 19日	交付決定
~ 3月 31日	支払い

11 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

① 令和7年度当初交付申請

令和7年 4月 18日	事前申請書類の提出依頼
〃 7月 14日 ~	事前申請書類の審査
〃 10月	交付額内示、交付申請
〃 12月	交付決定・支払

② 令和7年度変更交付申請

令和7年11月 26日	事前申請書類の提出依頼
令和8年 1月 15日 ~	事前申請書類の審査
〃 2月	交付額再内示、変更交付申請
〃 3月	変更交付決定・支払

③ 令和6年度実績報告

令和7年 4月 18日	実績報告書の提出依頼
〃 7月 1日 ~	実績報告書の審査
令和8年 2月 まで	交付額確定通知の発出

④ ヒアリング

令和7年11~12月 (自治体訪問)	一体的実施事業の好事例ヒアリング (11月21日 神奈川県横浜市 12月11日 東京都瑞穂町)
令和8年3月	ヒアリング結果を保険局にて公表

⑤ 意見交換会

令和8年2月25日 オンライン開催

【参加者】 都県、広域連合、国保連の一体的実施担当者 計90名

【内容】

- 当課からの事業概要及び管内の現状に関する説明
- 事例発表
 - 「一体的実施に係る関係職員が地域支援事業の理解を得るために」(栃木県・栃木県広域連合)
 - 「高齢福祉分野の担当から見た効果的な一体的実施の取り組み」(東京都瑞穂町)
- 参加者による意見交換

(※①~③について、厚生局では各書類の審査のみ実施)

12 他省庁、各種団体等との連携による取組

関東省庁間ネットワーク連絡会

※所在地がさいたま新都心以外の地方支分部局が加わったため「さいたま新都心意見交換会」から名称を変更した

開催日：6月25日

場 所：さいたま新都心合同庁舎1号館1階 多目的室（対面のみ）

【参加各機関】9機関11部署

- 関東信越厚生局 健康福祉課、地域包括ケア推進課
- 関東農政局
- 関東経済産業局
- 関東地方整備局 住宅整備課（居住支援）
交通対策課（道の駅の活用等）
- 関東運輸局
- 関東地方更生保護委員会
- 東京矯正管区
- 関東総合通信局 令和7年度より参加
- 関東地方環境事務所 令和7年度より参加

令和7年度 関東省庁間ネットワーク内での連携事業（実施分、確定分のみ）

- ◆ 関東経済産業局 官民連携に関する合同セミナー（8/28開催）
- ◆ 関東総合通信局 医療・介護分野におけるDXセミナー（10/15開催）
- ◆ 関東地方整備局 居住支援推進セミナー（10/24開催）
- ◆ 北陸地方整備局 新潟県における居住支援勉強会（11/4開催）
- ◆ 関東運輸局 令和7年度地域づくり加速化事業ブロック別研修（2/3開催）
- ◆ 関東農政局 関東ブロック農福連携推進セミナー（2/10開催）

12 他省庁、各種団体等との連携による取組

各種団体との連携

- **浴風会 認知症介護研究・研修東京センター**
 - ・ 当課から認知症介護研究・研修東京センター運営協議会及び評価委員会に委員として出席（8/7）
 - ・ 講師依頼 地域包括ケア新任担当職員研修【テーマ：認知症総合支援事業について】において栗田センター長に講演

- **埼玉県立大学地域連携センター**
 - ・ 講師依頼 地域包括ケア「見える化」システム操作・活用研修会（入門編）（4回コース：7/24・8/7・8/21・9/4）にて、吉田教授に講演

- **各種団体へ講師派遣** 当課職員を講師として派遣
 - ・ かながわ福祉移動サービスネットワーク学習会（6/16）

令和8年度の地域包括ケア推進に関する取組予定

関東信越厚生局地域包括ケア推進課

1 地域包括ケア推進本部の運営

2 外部関係者の意見聴取等

地域包括ケア推進本部会議

管内の地域包括ケアシステムの構築を推進するため、国の視点から都県及び市区町村に対する必要な支援の協議及び地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施することを目的に、局内での情報共有、企画、立案、総合調整を行い局による効果的な業務の実施を図る

- **第1回 令和8年4月14日開催**
- **第2回 令和8年10月開催予定**
(同日開催) 地域包括ケアに関する講演会

外部関係者との意見聴取について

- **地域包括ケア推進都県協議会 (年1回 7月開催予定)**
管内市区町村における地域包括ケアシステムの取り組みを支援し、持続可能な医療・介護保険制度の構築を推進するための都県関係課長級による意見交換の場
- **都県等自治体訪問**
管内10都県や市町村に直接訪問し、地域包括ケアに関する行政課題や先進的な取り組み等の情報を把握する

3 地域包括ケアシステム等の普及・啓発

4 地域支援事業に関する業務

地域包括ケアシステム等の普及・啓発（イベント開催等）

- **地域包括ケアシステムの構築支援に関する研修・セミナー**
主として地域支援事業に関わる分野について、自治体担当職員を対象とした研修やセミナーを開催する
 - ・ 移動支援（関東運輸局と連携等）
 - ・ 地域包括支援センターの運営等
 - ・ 在宅医療・介護連携
 - ・ 官民連携の推進（関東経済産業局と連携等）
 - ・ 居住支援（関東又は北陸地方整備局と連携等） 等
- **地域づくり加速化事業 ブロック別研修会（年1回、1月頃開催）**
地域づくり加速化事業（伴走的支援）で自治体支援を実施したテーマを中心に企画し自治体向けに研修会を実施する

地域支援事業に関する業務

- **地域支援事業交付金の交付等**
地域支援事業交付金の交付事務（交付申請受付、審査、交付決定等）、申請自治体からの疑義照会対応
- **地域支援事業交付金説明会**
自治体の新任者向けに地域支援事業交付金の申請手続き等について解説した動画を配信する

5 認知症施策に関する業務

6 介護保険事業（支援）計画に関する進捗状況等の把握、助言及び支援

認知症に関する業務

○ 行方不明高齢者等に関するセミナー（7月予定）

行方不明となる認知症高齢者に関する現状と対策等について、認知症介護研究・研修センターより講師を招いてセミナーを開催する

○ 認知症サポーター養成講座（本局9月予定、都県事務所の希望により実施）

国の出先機関である厚生局を含めた地方支分部局の職員を対象に認知症サポーター養成講座を開催する
都県事務所は手上げ方式による開催。都県事務所開催の際は当課職員が事務局のサポートをする

自治体へ第10期介護保険事業（支援）計画策定に向けての研修会

○ 第10期介護保険事業（支援）計画について（5月25日）

第10期介護保険事業（支援）計画の考え方、手順や構成構成等についての研修会

○ 地域包括ケア「見える化」システム基本操作①～計画に必要なデータの取得および活用方法～（5月予定）

システム操作方法、計画に必要なデータの取得方法、基本的な分析の進め方等についての研修会

○ 地域包括ケア「見える化」システム基本操作②～介護予防日常生活圏域ニーズ調査の活用～（6月予定）

ニーズ調査を活用した分析方法等についての研修会

※ その他、医療と介護の連携推進事業や高齢者の住まいの確保に関する研修会を検討する（未定）

6 介護保険事業（支援）計画に関する進捗状況等の把握、助言及び支援

7 保険者機能強化推進交付金等の評価結果を通じた課題等の把握、助言、支援

介護保険事業（支援）計画に関する進捗状況等の把握、助言及び支援

○ 介護保険事業（支援）計画に係るヒアリング（10都県、10月）

第9期介護保険事業（支援）計画に基づく取組の進捗状況及び第10期介護保険事業（支援）計画の策定状況を都県担当者を対象にヒアリングを実施し本省に報告する

保険者機能強化推進交付金等についての研修会

○ 保険者機能強化推進交付金等（インセンティブ交付金）に関する説明会① （8月5日）

交付金の概要説明、自己評価の付け方、評価結果の活用方法等についての研修会

○ 保険者機能強化推進交付金等（インセンティブ交付金）に関する説明会② （2月予定）

令和8年度評価結果の分析と活用等についての研修会

8 市町村に対する伴走支援

市町村に対する伴走支援の内容について

- **地域づくり加速化事業**（本省担当課：老健局 認知症施策・地域介護推進課）
令和8年度は全国で24自治体のため、1厚生局あたり3自治体となる。そのうち、都道府県主導型として1自治体が割り当てられるため、厚生局主導型は2自治体となる予定。現地支援3回、Webによる支援を3回実施する
 - ・厚生局主導型 2自治体
 - ・都道府県主導型 1自治体
- **在宅医療・介護連携推進支援事業**（本省担当課：老健局 老人保健課）
管内自治体が支援対象となった場合は、老健局に協力し支援を実施する
- **高齢者住まい・生活支援伴走支援事業**（本省担当課：老健局 高齢者支援課）
高齢者の住まいについて課題の多い大都市部を中心に、住まい支援体制（居住支援協議会等）が未整備の自治体や、アンケートにより把握した取り組む意向がある自治体を対象として抽出。管内自治体が支援対象となった場合は、老健局に協力し支援を実施する
- **厚生局独自支援事業**
関東信越厚生局独自の自治体支援策として都県と協力して実施

9 補助金等の交付に関すること

地域支援事業交付金

- 地域支援事業交付金について、老健局と連携を図りながら、交付に関する事務を行う。
- 厚生局では交付決定、交付額確定及びこれにあたっての審査等を行う。本省より、支出負担行為示達の連絡がされた後、交付決定決裁を行う。
- 都県や市区町村からの交付金事務に係る疑義照会に対応する。

地域医療介護総合確保基金

- 地域医療介護総合確保基金のうち、「介護施設等の設備に関する事業」（地域密着型サービス等）及び「介護従事者の確保に関する事業」について、老健局と連携を図りながら、交付に関する事務を行う。
- 厚生局では交付決定、交付額確定及びこれにあたっての審査等を行う。本省より、支出負担行為示達の連絡がされた後、交付決定決裁を行う。
- 当該基金の残高及び執行状況に係る調査や事業見込み量（所要額）に係る調査、交付決定・交付額の確定等により把握し、都県に対する必要な助言及び支援を行う。

後期高齢者医療特別調整交付金

- 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に係る後期高齢者医療特別調整交付金について、事業実施計画書の審査を実施する。
- 厚生局では、管内の都県及び広域連合に対する意見交換会やヒアリングを実施し、保険局高齢者医療課と連携を図りながら、都県及び広域連合に対する必要な助言及び支援を行う。

10 他省庁や学識、各種団体、民間企業等との連携による取組

関東省庁間ネットワーク連絡会

【目的】

地域包括ケア推進の観点から、関東地域に所在する国の地方支分部局が所管する各種施策に関して情報共有を図り、具体的な相互協力の可能性について検討を行う。

【日程】

6月中旬～下旬

【参加各機関】

- 関東信越厚生局 健康福祉課
地域包括ケア推進課
- 関東農政局（農福連携）
- 関東経済産業局（ヘルスケア・官民連携）
- 関東地方整備局 住宅整備課（居住支援）
交通対策課（道の駅の活用等）
- 関東運輸局（移動支援）
- 関東地方更生保護委員会
- 東京矯正管区
- 関東総合通信局
- 関東地方環境事務所

各機関との主な取組

- 関東農政局 農福連携セミナー（3月）への協力
- 関東経済産業局 「連携強化に関する覚書」（H31～）に基づく活動
定例会議（毎月）、自治体・企業ヒアリング、イベントの共同開催
- 関東地方整備局 改正住宅セーフティネット法の施行（R7.10）に伴う説明会や居住支援に関する自治体支援
- 関東運輸局 関東信越厚生局と関東運輸局との連携協定締結（4月下旬）、移動支援に関するイベント等
- 北陸地方整備局 新潟県における居住支援勉強会（12月頃）の共催

11 老人保健健康増進等事業

令和8年度老人保健健康増進等事業について

公募テーマ

「大都市等における「頼れる身寄りのない高齢者等」に対する支援に関する調査研究事業」

(概要) 管内の大都市等においては、独居世帯や頼れる身寄りのない高齢者等の増加が見込まれ、生活支援、財産管理、身元保証、死後事務等に関する業務ニーズが増大することが予想される。特に都市に暮らす高齢者等は、個別性が高く複合的な問題を抱えている可能性が高い。国においては、地域の多様な主体による取組や適正な民間サービスの活用等に関する施策を推進しているが、これらの業務により地域包括ケアシステムのネットワークの中核を担う地域包括支援センターやケアマネジャーの業務の負担増大に繋がる可能性が高い。よって、当該業務に関わる地域包括支援センター及びケアマネジャーの業務の実態を把握し、関係分野の知見を結集し当該業務を円滑に実施するための課題の整理及び対応策等の検討を行う。

※ 実施主体 公募中

令和8年4月14日

地域包括ケア推進課

令和8年度 都県事務所等への地域包括ケア推進業務協力依頼について

今年度につきましても、下記のとおり、協力依頼を行うことを予定しておりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 都県への訪問と意見交換への参加

「令和8年度における地域包括ケア推進課が行う老健局及び保険局関係の業務について（令和8年3月31日老発0331第1号保発0331第11号）」（資料4-2）に基づき、都道府県・市町村、有識者、関係団体等外部の関係者から、地域包括ケアシステムの課題や地方厚生（支）局が行う業務に関する意見等を聴く場を設けた際には、可能な範囲で所長又は併任者のご同席をお願いいたします。

また、地域包括ケア推進課において各都県における課題や取組の傾向等を把握するため、各都県や三師会が実施する会議やイベント（例：講演、セミナー、研修）等の出席（傍聴）および配布資料等の当課への共有につきましても、可能な範囲でお願いいたします。

※ 都県事務所等からの会議やイベント等への出席については傍聴のみを想定。

2. 医療資源の把握に資する施設基準等の届出状況に係る自治体への情報提供（随時）

(1) 施設基準の届出状況に関する提供（全般）

医療資源の把握に資する施設基準等の届出状況に関する自治体への提供については、引き続き、開示請求の手続きによらず、自治体から依頼があった場合は、簡易な請求手続きにより提供をお願いいたします。

(2) 定例報告に関する情報提供（在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院）（資料6）

在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院に係る定例報告については、令和元年度報告分より、簡易な請求手続きによる提供にご協力いただいているところですが、今年度の定例報告につきましても、管内自治体に対して、同様の情報提供を行いたいと考えておりますので、引き続き、当該情報提供に係る地域包括ケア推進課へのデータ提供などについて、ご協力をお願いいたします。

3. 認知症サポーター養成講座の開催

認知症施策の更なる推進のため、当局職員及び国の地方支分部局等の職員を対象とした「認知症サポーター養成講座」の開催を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。別途、開催希望について確認させていただく予定です。

4. その他

上記以外にも、必要に応じてご相談の上、お願いさせていただくことがあります。

老発0331第 1号
保発0331第11号
令和 8年 3月31日

各 地方厚生（支）局長 殿

老 健 局 長
保 険 局 長

令和8年度に地域包括ケア推進課が行う
老健局及び保険局関係の業務について（通知）

令和8年度において地域包括ケア推進課が行う老健局及び保険局関係業務について、次のとおり定めたので通知する。

本通知は、各地域包括ケア推進課が行う地域包括ケアシステムの構築の支援に関する基本的な業務の共通化を図ることを目的としており、本通知に記載のない業務を行うことを妨げるものではない。

1 地域包括ケア推進課が行う業務の基本的な考え方

地方厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課及び四国厚生支局地域包括ケア推進課（以下「推進課」という。）においては、各地方厚生（支）局の管内における地域包括ケアシステムの構築の支援に関する業務及び地域包括ケアシステムの構築に関する補助金等の交付に関する業務を行う。

地域包括ケアシステムの構築については、基礎自治体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）が中核的役割を担っており、都道府県は、広域的な見地から市町村に対する支援を行う役割を担っていることから、推進課は、都道府県の役割を尊重し、都道府県に対する支援業務を行うことを基本とする。

2 地方厚生（支）局における推進体制

（1）地方厚生（支）局地域包括ケア推進本部の運営

地域包括ケアシステムの構築の支援については、地方厚生（支）局長の主導の下、地方厚生（支）局内の他の部署からの支援も得ながら総合的に取り組むことが必要と考えられることから、各地方厚生（支）局に設置されている地域包括ケア推進本部を開催し、自治体等の課題やその解決に資する支援方策の検討等を行うことが望ましい。

(2) 地方厚生（支）局の外部の関係者の意見等の聴取

地域包括ケアシステムの構築の支援を的確に実施するため、各地方厚生（支）局の実情に応じて、都道府県・市町村、有識者、関係団体等外部の関係者から、地域包括ケアシステムの課題や地方厚生（支）局が行う業務に関する意見等を聴く場を設けることが望ましい。

3 令和8年度における老健局関係の推進課の業務

各地方厚生（支）局管内において、地域の課題や実情に即した地域包括ケアシステムの体制構築が着実に推進されるよう、老健局と連携を図りながら、以下の取組を実施するようお願いしたい。

(1) 地域支援事業に関する業務

ア 地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援

市町村における地域支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45）の実施状況、実施に当たっての課題等について、管内の都道府県を通じて把握した内容、イに示す地域支援事業交付金の交付に関する業務等を踏まえ、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

特に、地域の実情に応じた介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた取組が行われるよう、都道府県等に対する助言及び支援を行う。

イ 地域支援事業交付金の交付等

地域支援事業交付金（介護保険法第122条の2）について、地域支援事業交付金交付要綱（平成20年5月23日厚生労働省発老第0523003号厚生労働事務次官通知の別紙）に基づき交付に関する事務を行う。

(2) 認知症施策に関する業務

ア 認知症施策の普及・啓発

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に基づく認知症施策について、講演等の実施、関係行事への積極的な参加等、認知症施策の普及・啓発に資する取組を行う。

イ 認知症施策に係る地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援

地域支援事業のうち、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員及び認知症サポーターによる活動促進・地域づくり推進に関する事業（介護保険法第115条の45第2項第6号）の実施状況、実施に当たっての課題等について、管内の都道府県を通じて把握した内容、(1)イに示す地域支援事業交付金の交付に関する業務等を踏まえ、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

ウ 認知症施策に係る各種事業の実施状況の把握、助言、支援

若年性認知症やピアサポート活動に関する支援の推進、市民後見人活動の推進等に資する取組の実施状況、実施に当たっての課題等について、管内の都道府県を通じて把握し、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

(3) 地域医療介護総合確保基金（介護分）に関する業務

地域医療介護総合確保基金（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第6条に規定する基金）に基づく事業（同法第4条第2項第2号ハ、ホ及びヘに規定する事業に限る。）の管内都道府県における実施状況や課題等について、当該基金の残高及び執行状況に係る調査や事業見込み量（所要額）に係る調査（都道府県ヒアリングを含む。）、交付決定・交付額の確定等により把握し、都道府県に対する必要な助言及び支援を行う。

(4) 介護保険事業（支援）計画に関する業務

介護保険事業（支援）計画（介護保険法第117条第1項及び第118条第1項に規定する市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画）に関する取組の進捗状況、目標の達成状況や計画の推進に当たっての課題等について、管内の都道府県を通じて把握し、当該都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

(5) 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に関する業務

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金（介護保険法第122条の3の規定に基づく交付金）の評価結果を通じ把握した管内都道府県等における高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組の課題等を踏まえ、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

(6) 地域包括ケアシステムの普及・啓発・推進支援に関する業務

ア 地域包括ケアシステムの普及・啓発

地域包括ケアシステムに関する施策について、都道府県等が行う取組との関係に留意しつつ、講演等の実施、関係行事への積極的な参加等、これら施策の普及・啓発に資する取組を行う。

イ 地域包括ケアシステムの推進支援等

地域包括ケアシステムを推進するため、有識者等による市町村に対する伴走的支援等を実施する「地域づくり加速化事業」について、厚生局主導による支援パッケージを活用した伴走的支援及び必要に応じてブロック別の研修を行うことにより、管内市町村への支援を行うとともに、都道府県における支援体制の構築を進め、厚生局が後方支援を行う体制を強化していくため、都道府県主導（対象市町村を特定しない場を含む。）による管内市町村の伴走的支援に参画する。

また、老健局が実施する他の伴走的支援の取組や都道府県や他省庁等が実施する取組にも可能な範囲で参画するなど、地域包括ケアシステムの構築・深化に取り組む自治体の情報収集及び支援等に努める。

4 令和8年度における保険局関係の推進課の業務

(1) 基本的な考え方

人生100年時代を迎える中、高齢者ができる限り健やかに過ごすことができる社会としていくため、高齢者に対するきめ細かな高齢者保健事業と介護予防の重要性は益々高まっている。

そのため、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する高齢者保健事業については、市町村との連携の下に、市町村が実施する国民健康保険保健事業及び地域支援事業と一体的に実施する必要がある。

地域包括ケアシステムが、地域の実情に応じて、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防等が包括的に確保される体制であることを踏まえると、高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施（以下「一体的実施」という。）の推進は、地域包括ケアシステムの構築の一環をなすものであり、推進課においては、各地方厚生（支）局の管内における一体的実施の支援に関する業務等を行う。

一体的実施は、市町村が広域連合からの委託を受けて事業を実施することから、市町村が中核的な役割を担っており、都道府県は、広域連合又は市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行う役割を担っている。推進課は、都道府県に対する支援業務を行うとともに、事例の横展開等を通じて広域連合又は市町村に対する支援を行う。

(2) 一体的実施の実施状況の把握、助言、支援

市町村における一体的実施の実施状況、実施に当たっての課題等について、保険局高齢者医療課と連携を図りながら、管内の都道府県及び広域連合等に対する意見交換会やヒアリング等の実施を通じて把握した内容及び（3）に示す後期高齢者医療特別調整交付金の交付に関する業務を通じて把握した状況等を保険局高齢者医療課に情報共有するとともに、それらの情報を踏まえ、都道府県及び広域連合等に対する必要な助言及び支援を行う。

(3) 後期高齢者医療特別調整交付金の審査

一体的実施に係る後期高齢者医療特別調整交付金（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第6条第1項の特別調整交付金をいう。）について、保険局高齢者医療課と連携を図りながら、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）第6条第9号に関する交付基準に基づき交付に関する事務を行う。

5 老健局及び保険局の支援

老健局及び保険局は、推進課が行う 3 及び 4 の各業務に関して、推進課と相談しながら、企画立案、情報の提供、資料の作成支援、助言等を行う。

令和 8 年 4 月 14 日
地域包括ケア推進課

令和 8 年度 自治体に対する在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院に係る
定例報告の情報提供について（依頼）

管内自治体に対する在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院に係る定例報告の情報提供について、昨年度、地域包括ケア推進本部会議で承認いただき、関係課及び都県事務所（指導監査課を含む。以下同じ。）のご協力のもと、12月に管内自治体にデータを提供いたしました。

令和 8 年度におきましても、地域包括ケアシステムの構築及び推進に関し、管内自治体を支援する観点から、昨年度同様の情報提供を行いたいと考えております。関係課及び都県事務所におかれましては、改めてご協力をお願いいたします。

1. 情報提供に係る定例報告書

様式 11 の 3 在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院に係る報告書

2. 情報提供までのスケジュール

- (1) 9月上旬を目途に地域包括ケア推進課から都県事務所あてに、メールにより当該データの提供について依頼します。
- (2) 9月上旬を目途に都県担当課あてに本事業についてお知らせし、希望する都県は依頼書を厚生局あてに提出していただくよう通知します。
- (3) 都県事務所は 10 月下旬を目途に当該データを地域包括ケア推進課に電子メールにより提供をお願いいたします。
- (4) 地域包括ケア推進課は、提供いただいたデータを整理し、都県担当課へ順次電子メールにより提供いたします。データを都県担当課に提供する際は、予め、提供データや提供先の担当者名等を都県事務所に共有いたします。

在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院に係る定例報告の情報提供スケジュール(イメージ)

作業項目		9月			10月			11月			12月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
都県事務所(指導監査課含む)へデータ提供の依頼	ケア課⇒事務所	●											
定例報告受付及び集計作業	事務所		→										
都県地域包括ケア担当課へ通知	ケア課⇒都県	●											
定例報告の情報提供を希望する都県は厚生局地域包括ケア推進課に依頼	都県⇒ケア課		→										
事務所より厚生局地域包括ケア推進課へエクセルデータ又はPDFでデータ提供	事務所⇒ケア課				→								
厚生局地域包括ケア推進課は情報を整理し都県へ情報提供	ケア課⇒都県						→						
都県は適宜データを整理し市区町村へ情報提供する	都県⇒市区町村									→			

なお、今年度、保険医療機関から提出される定例報告書による報告方法が従来と変更になった場合には、上記の取扱いについて、再度、当課において検討させていただく場合がありますことを予め申し添えます。